

別所線活性化協議会の設置について

2022/05/27_上田市交通政策課

1 設置趣旨

- ・これまで、別所線支援のため、昭和 48 年の廃線危機を起因とする「別所線電車存続期成同盟会」、平成 16 年の廃線危機を起因とする「別所線再生支援協議会」について、上田市を事務局として運営してきたところである。
- ・各団体の現在の役割として、同盟会では主に活性化イベントを実施し、協議会では国への補助金計画の審議を行ってきた。
- ・こうした中、令和元年東日本台風（19 号）に際して、被災した別所線千曲川橋梁を市が公有化し、市が事業主体として復旧を図った経過、また、新型コロナ禍における上田電鉄の経営状況を踏まえると、従来以上に、市が主体的に別所線の真の復興に向けて関与していく必要性が高まっている。
- ・このため、別所線のハード・ソフト施策を一体的に推進するため、両団体を統合し、法定による「別所線活性化協議会」を設置するものである。
- ・法定協議会としては、別途、上田市公共交通活性化協議会（主に計画策定、バス事業）、及びしなの鉄道活性化協議会を設置・運営している。

2 設置根拠

(1) 根拠法令

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
- ・第 6 条第 1 項において、地方公共団体は協議会を設置することができる旨の規定

(2) 補助要綱

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく、「生活交通確保維持改善計画、又は生活交通改善事業計画」の策定が必要

3 協議会の概要

- (1) 設置期日：令和 4 年 5 月 27 日（第 1 回協議会）
- (2) 委員構成：20 人（別紙、名簿参照）
（国・県・市の行政機関、交通事業者、公安委員会、住民代表、学識者）
- (3) 委員任期：2 年間（1 期目：第 1 回協議会から令和 6 年 3 月 31 日まで）
- (4) 会 長：上田市都市建設部長（副会長は会長の指名するもの）
- (5) 任 務：①上田市公共交通活性化協議会の審議を経て、上田市が策定する「上田市地域公共交通計画（R4-R8）」の推進に関すること
※なお、別所線単独の「地域公共交通計画」を策定することも可能
②国補助金にかかる「生活交通改善事業計画」の審議に関すること
③活性化イベントの推進に関すること

4 協議会の予算（収入）

- ・上田市一般会計 令和 4 年度当初予算 別所線活性化協議会負担金 1,200 千円

別所線千曲川橋梁災害復旧事業の概要

1 令和元年東日本台風（19号）災害発生と、復旧の経過

- ・令和元年東日本台風（19号）の影響により、10月12日から千曲川が増水し、10月13日早朝には、諏訪形地籍の千曲川左岸堤防が欠損
- ・10月13日8時頃、別所線千曲川橋梁の一部（G5桁）が落橋
- ・11月4日の赤羽一嘉国土交通大臣による別所線現地視察をはじめ、多くの国・県関係者の視察受入、上田市・上田電鉄からの国・県への財政支援要望、補助事業の協議等を重ねる
- ・令和2年1月24日の上田市議会臨時会において、国の特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業費補助金を活用して復旧を図ることについて、関連議案が全会一致で可決
- ・令和3年3月28日に全線開通

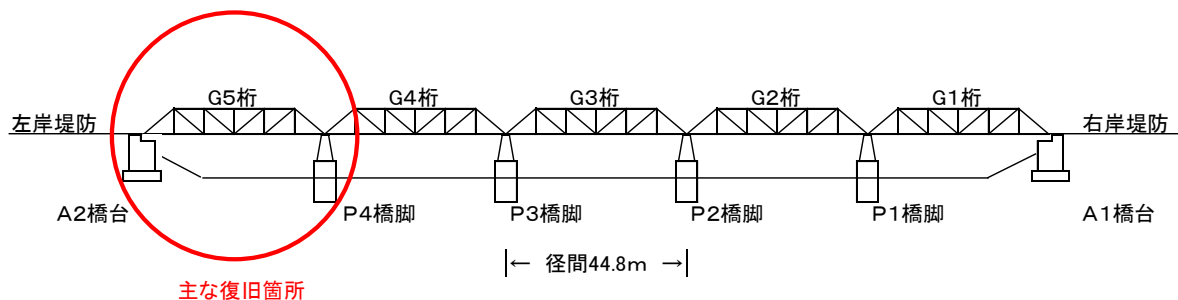
2 事業スキーム

- （1）補助名称：特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業費補助（国 1/2、地方 1/2）
- （2）実質負担：地方負担分の95%が普通交付税措置されることから、実質的に国が97.5%を負担するスキーム
- （3）補助要件：①地方公共団体等が鉄道施設を公有化すること
②長期的な運行の確保に関する計画を策定すること
- （4）事業主体：上田市（第一種鉄道事業者たる上田電鉄への工事委託）

3 別所線災害復旧スケジュール

事業内容(事業主体)	2019年			2020年									2021年						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業内容(事業主体)	10/13被災	非出水期			出水期(河川内工事不可)									非出水期					
千曲川橋梁復旧工事 (上田市/上田電鉄)		測量(11/20～)、地質調査・設計(12/3～)																	
		橋桁撤去(12/6～2/7)																	
				橋台構築・橋脚補強(2/17～6/12)															
千曲川左岸堤防 復旧工事 (千曲川河川事務所)	堤防応急復旧						堤防本復旧							堤防地盤改良					
															巨石水制工				
堤防道路復旧工事 (上田市)																			舗装工事

4 千曲川橋梁復旧箇所



4 上田市議会提出議案

- (1) 令和元年度1月臨時会(1/24)
- ①議案第1号：補正予算(工事委託料)
 - ②議案第2号：負担付寄附の受納について
 - ③議案第3号：別所線千曲川橋梁等の災害復旧工事に関する協定の締結について
- (2) 令和元年度3月定例会
- ①補正予算：代行バス補助金、城下駅整備費補助金
 - ②当初予算：城下駅整備費補助金
- (3) 令和2年度12月定例会
- ①補正予算：工事委託料、代行バス補助金、・災害支援措置補助金
 - ②議案第125号：別所線千曲川橋梁等の災害復旧工事に関する変更協定の締結について
 - ③議案第138号：公有財産の無償貸付について

5 代替輸送事業(別所線代行バス)

- (1) 代行バスの運行期間
- ①下之郷駅⇄上田駅：令和元年10月15日(火)～令和元年11月15日(金)
 - ②城下駅 ⇄上田駅：令和元年11月16日(土)～令和3年03月27日(土)
- (2) 国庫補助事業の新設
- ・新たに災害時における代替輸送の財政支援制度が新設され、国・県・市により全額措置
 - ①令和元年度：上田電鉄が事業主体
 - ②令和2年度：上田バスが事業主体で、路線バス「上田城下線」として運行
(フィーダー系統補助)

6 別所線災害復旧事業 予算・決算概要 上段：予算、下段：決算 (単位：千円)

事業内容 (事業主体/補助対象事業者)	総事業費	元年度	2年度	3年度	4年度以降	財源内訳			
						国	長野県	地方債	上田市
(1)災害復旧工事委託料(R1国補助事業分)						国1/2		地方1/2	
上田市(上田電鉄)	833,800	833,800	(繰越)			416,900		416,900	
	830,232		830,232			415,100		415,100	
(2)災害復旧工事委託料(R2国補助事業分)						国1/2		地方1/2×90%	
上田市(上田電鉄)	50,000		50,000			25,000		22,500	2,500
	49,962		49,962			24,981		22,400	2,581
(3)代行バス補助金						国1/3	県1/3		市1/3
上田電鉄	84,501	84,501				28,167	28,167		28,167
	48,506	48,506				16,168	16,168		16,168
上田バス	122,976		122,976			国1/3以内			
	127,239		127,239			32,000	45,488		45,488
(4)城下駅整備費補助金									
上田電鉄		10,000	4,000						14,000
	12,103	8,103	2,830						12,103
(5)災害支援措置補助金									
上田電鉄			30,000	30,000					
			30,000	30,000	最大240,000				最大300,000

別所線活性化協議会設置要綱（案）

令和 4 年 5 月 2 7 日制定

（目的）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法第 59 条）第 6 条第 1 項、及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号ほか）第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため別所線活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、上田市大手一丁目 1 1 番 1 6 号上田市役所内に置く。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 上田市地域公共交通計画の推進に関する事項
- （2） 別所線の「生活交通確保維持改善計画」の策定及び変更に関する事項
- （3） 別所線の活性化イベントに関する事項
- （4） その他、協議会が必要と認める事項

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの
- （2） 長野県知事が指名するもの
- （3） 上田市長が指名するもの
- （4） 交通事業者
- （5） 公安委員会
- （6） 住民又は利用者の代表
- （7） 学識経験者
- （8） その他上田市が必要と認めるもの

2 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1 人
- （2） 副会長 1 人
- （3） 監査員 2 人

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会長は上田市都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。
- 6 協議会の会計を監査する監査員は、委員の中から会長が指名する。

(監査員)

第7条 監査員は、協議会の出納監査を行う。

- 2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、会長が召集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、協議会に出席を求めることができる。
- 7 会長は、会議の内容が軽微な場合や、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。
- 8 前6項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部交通政策課に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和4年 5月27日から施行する。